

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月26日
【会社名】	興銀リース株式会社
【英訳名】	IBJ Leasing Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本山 博史
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
【電話番号】	(03) 5253 - 6511 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 佐藤 健介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
【電話番号】	(03) 5253 - 6511 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 佐藤 健介
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 16,427,675,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	興銀リース株式会社首都圏営業第二部 (埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目65番2号) 興銀リース株式会社大阪営業部 (大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号) 興銀リース株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号) 興銀リース株式会社神戸支店 (兵庫県神戸市中央区京町69番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,355,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 2019年2月26日開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本第三者割当増資」といい、本第三者割当増資に発行される新株式を「本株式」といいます。)に関連して、2019年2月26日に、割当予定先である株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)との間で資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)に関する契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結します。

3. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	6,355,000株	16,427,675,000	8,213,837,500
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	6,355,000株	16,427,675,000	8,213,837,500

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、8,213,837,500円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
2,585	1,292.5	100株	2019年3月29日	-	2019年3月29日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、有価証券届出書の効力発生後に当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われな

5. 本第三者割当増資については、監督官庁の許認可等が条件とされております。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
興銀リース株式会社 本店	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 本店	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
16,427,675,000	53,000,000	16,374,675,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、本有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、アドバイザー手数料その他諸費用であります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
エムジーリース株式会社(以下「エムジーリース」といいます。)の普通株式の引受けに係る払込金額	8,708	2019年3月
リース資産の取得等に係る資金	7,666	2019年3月から6月

(注) エムジーリースの普通株式の引受けに伴う払込金額については、本第三者割当増資の払込期日と同日である2019年3月29日に充当することを予定しておりますが、リース資産の取得等に係る資金については、調達資金の一部を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

当社は、本日、丸紅株式会社(以下「丸紅」といいます。)との間で、丸紅の子会社であるエムジーリースの第三者割当増資を引受けることにより、同社を当社と丸紅との合弁会社とすることを通じてリース・ファイナンス事業において提携することを合意しており、エムジーリースが第三者割当増資により当社に対して処分する株式の取得資金に、本第三者割当増資により調達した資金のうち8,708百万円を充当いたします。これにより、当社は「モノ」に関する広範な知見と商流に対する深い理解及び高度な金融ノウハウを用いたソリューションの提供、丸紅は海外のネットワーク、総合商社由来の多種多様なリース・ファイナンスの商材提供といった相互の強み・ノウハウを活用し、協業推進を図り、エムジーリースを成長・発展させることで、当社の利益拡大の実現につながるものと判断しております。なお、当該株式の処分に係る払込日は2019年3月29日を予定しております。

なお、当社及び丸紅は、かかるリース・ファイナンス事業における提携の一環として、今後、金融・リース事業領域における丸紅グループの海外子会社・関連会社についても、エムジーリースとの協業の実現に向けた協議を行うと共に、将来的なエムジーリースへの合流の方向で検討する予定です。

また、当社及び丸紅は、かかるリース・ファイナンス事業における提携の効果の円滑な実現を目的に、丸紅が相対取引又は市場取引により当社普通株式の5%を目途に取得すること、及び当社への社外取締役の派遣を検討しております。

エムジーリース株式会社の概要(2019年2月26日現在)

(1) 名称	エムジーリース株式会社	
(2) 所在地	東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	藏元 正隆	
(4) 事業内容	総合リース業、並びにその関連事業	
(5) 資本金	45億円	
(6) 設立年月日	1993年12月24日	
(7) 大株主及び持株比率(注)	丸紅 99% 三井住友ファイナンス&リース株式会社 1%	
(8) 純資産(連結)	13,475百万円(2018年3月31日現在)	
(9) 営業資産残高(連結)	161,198百万円(2018年3月31日現在)	
(10) 当社とエムジーリースとの関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 1. 当社への第三者割当増資に先立ち、三井住友ファイナンス&リース株式会社による丸紅に対する株式譲渡により、丸紅はエムジーリースの100%株主となる予定です。

2. エムジーリースの商号は「みずほ丸紅リース(仮称)」への変更を前提に協議を進めて参ります。

当社によるエムジーリースの取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株(議決権の数:0個)(議決権所有割合:0%)
(2) 取得株式数	23,537株(議決権の数:23,537個)
(3) 取得価額	8,708百万円
(4) 異動後の所有株式数	23,537株(議決権の数:23,537個)(議決権所有割合:50%)

当社は、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当先の条項、c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本日、みずほ銀行との間で本資本業務提携契約を締結しており、みずほ銀行との本資本業務提携の推進に伴い、みずほ銀行の有する法人顧客基盤を介した事業機会の拡大を見込んでおり、かかる事業機会の拡大に伴うリース資産の取得等に、本第三者割当増資による調達資金のうち7,666百万円を充当いたします。なお、かかるリース資産の取得等の時期は、2019年3月から同年6月を予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	株式会社みずほ銀行
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
直近の有価証券報告書提出日	(有価証券報告書) 事業年度第16期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月25日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度第17期(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月28日 関東財務局長に提出

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は当社の普通株式1,626,400株（発行済株式総数の3.81%）を保有しております。（本書提出日現在）
人事関係	当社の取締役のうち5名は割当予定先の出身者であります。また、当社は、割当予定先より8名の出向者を受け入れております。（本書提出日現在）
資金関係	短期・長期の借入があります。
技術又は取引関係	預金、リース等の取引があります。

c．割当予定先の選定理由

当社は「モノ」に関する広範な知見と商流に対する深い理解、高度な金融ノウハウを用いて、お客さまのバランスシートや事業戦略上の課題を解決するソリューションの提供に強みを持ち、設備投資に関わるファイナンスや幅広い金融分野への取り組み等を通じて事業領域を拡大させて参りました。

現在推進中の第5次中期経営計画（2017年度～2019年度）では、「お客様と共に挑戦を続ける、価値創造カンパニー」をビジョンとし、企業のビジネスモデルの変化や社会構造・産業構造の変化を捉え、お客さまのビジネスパートナーとして“商流サポート”や“ビジネスの共同推進”等、収益性の高い新たなビジネス領域の拡充を強化した結果、収益は中期経営計画を大きく上回る進捗で推移しており、順調に成長を加速させております。

一方、割当予定先の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほフィナンシャルグループ」といいます。）によれば、みずほフィナンシャルグループは、2016年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画『進化する“One MIZUHO”～総合金融コンサルティンググループを目指して～』を策定し、推進しているとのことです。また、2017年11月には、足許の厳しい収益環境や、経済・社会の大きな構造変化を踏まえ、10年後を見据えたグループの持続的成長と将来の競争優位性確保に向けた、抜本的構造改革を公表し、コスト競争力の強化や生産性の向上を図るとともに、テクノロジーのめざましい進展をオープンイノベーションの考えのもとで活用し、金融の枠を超えた他社との協働による新たなビジネス機会の創出も含めた収益増強を目指しているとのことです。

また、みずほフィナンシャルグループによれば、企業金融の分野においては、お客さまのニーズがますます高度化・多様化してきており、また、将来的には、IoTの進展やシェアリング・エコノミーの拡大等に伴い企業金融のあり方そのものが構造的に変容していく可能性も展望され、みずほフィナンシャルグループとしては、これらの構造的変化に着実かつ十分な対応するためには、デジタル化や異業種等とのオープンな協業や戦略投資を通じた連結事業ポートフォリオの組み換えにより、ソリューション領域を拡大することが不可欠と考えており、企業の保有するアセットの価値に着目したファイナンス提供力やお客さまと事業のリスクとプロフィットを共にするエクイティ性資金の提供力等を重点的に強化していく方針とのことです。

かかる状況のもと、大手リース会社としてアセットの価値評価や管理能力に優れ、銀行とは異なる柔軟かつ多様な金融サービスを提供できる当社と、わが国最大級の法人顧客基盤、グローバルな拠点網、信託・証券等を含めたグループ連携力、資本金等を有するみずほ銀行とが本資本業務提携を行うことにより、リース会社と銀行それぞれの強みを活かしたわが国産業・経済の持続的成長を金融面から牽引する「次世代の金融プラットフォーム」を共に構築することが、互いの企業価値の向上に資するとの認識で一致し、本日、みずほ銀行との間で本資本業務提携契約を締結いたしました。

本資本業務提携の内容等は以下のとおりです。

(1) 業務提携の内容等

みずほ銀行及び当社は、互いの事業成長及び企業価値向上の実現のため、両社の保有するノウハウや国内外の法人顧客基盤・ネットワークを最大限活用し、リース・ファイナンス事業を強化・拡充すると共に、一層の高度化・多様化が予想されるお客さまのニーズに対応すべく、両社の保有するノウハウや次世代テクノロジー等を融合させることで、金融の枠を超えた新たなビジネス機会を創出し、より付加価値の高いビジネスを重点的に推進して参ります。特に、グローバル、医療・ヘルスケア、環境・エネルギー、テクノロジー等の成長分野を中心に収益拡大を目指して参ります。

本資本業務提携では、主に以下()から()に定める事業領域で協業して参りますが、これら以外にも幅広い領域・テーマについて、協業の可能性につき具体的な検討を進めて参ります。

[業務提携契約に定める事業領域]

- () 各種商品、動産、不動産等のリース及びファイナンス(ファイナンスリース、オペレーティングリース、ストラクチャードリース、ノンリコースファイナンス等)
- () リース資産に関連する役務の提供(商流・サービス事業関連等)
- () 資本金の投資(メザン投資、エクイティ投資、ファンド投資等)

(2) 資本提携の内容等

これらの業務提携の効果をより早期に発揮すべく、みずほ銀行は本第三者割当増資の引受けにより当社普通株式6,355,000株(本第三者割当増資後の発行済株式総数の13.0%)を取得する予定です。また、みずほ銀行は、本第三者割当増資の引受けと併せて、当社の既存株主との間で、本日付で、当該既存株主が保有する当社普通株式合計2,654,200株(本第三者割当増資後の発行済株式総数の5.4%)を市場外の相対取引により取得する旨の株式譲渡契約を締結しております。

なお、当社は、2019年6月に開催予定の第50回定時株主総会での承認を前提に、商号を「みずほリース株式会社」へと変更することを予定しております。また、当社は、必要な社内選定手続を経ることを前提に、みずほフィナンシャルグループが指名する者1名を当社の社外取締役の候補者とするを予定しております。

当社としては、「第1[募集要項] 4[新規発行による手取金の使途] (2)[手取金の使途]」記載の資金需要を満たすとともに、みずほ銀行との本資本業務提携を通じた協業強化の効果をより早期に発揮するには、みずほ銀行を割当先とする本第三者割当増資により資金調達を行うことが最も適切であると判断いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 6,355,000株

e. 株券等の保有方針

本第三者割当増資は、当社と割当予定先の本資本業務提携契約の一環として行われるものであり、当社との提携関係の強化の趣旨に鑑み、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針である意向を確認しております。

なお、当社は割当予定先より、割当後2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合、その内容を直ちに当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告する旨、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本株式の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、割当予定先が2018年11月28日に関東財務局長宛に提出している第17期半期報告書（2018年4月1日乃至2018年9月30日）に記載されている中間連結貸借対照表の現金預け金の額（39,350,258百万円）により、割当予定先が本第三者割当増資にかかる払込みに要する十分な現預金を有していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先の親会社であるみずほフィナンシャルグループは、東京証券取引所市場第一部に上場しており、みずほフィナンシャルグループが東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（最終更新日：2018年12月21日）に記載している、グループ共通の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本株式会社には譲渡制限は設けておりません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本第三者割当の発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2019年2月25日）までの1ヶ月間（2019年1月28日から2019年2月25日まで）における東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値単純平均である2,585円（円未満切捨て）を基準に、割当予定先と協議した結果、当該金額と同額といたしました。

発行価格の決定に際し、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値単純平均を基準としたのは、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保できると判断したためです。

また、算定期間を直近1ヶ月としたのは、直近3ヶ月、直近6ヶ月と比較して、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためです。

当社は、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値単純平均を基準としたうえで、当社株価の変動、本第三者割当増資により生じうる希薄化、及び割当予定先との本資本業務提携の推進による中長期的な企業価値向上等を総合的に勘案し、割当予定先と協議の上、発行価格を本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値単純平均と同額とすることを決定いたしました。

なお、本株式の発行価格は、本取締役会決議日の直前営業日（2019年2月25日）の終値2,709円に対しては4.58%のディスカウント、直前3ヶ月間（2018年11月26日から2019年2月25日まで）の終値単純平均である2,552円（円未満切捨て）に対しては1.29%のプレミアム、同直前6ヶ月間（2018年8月27日から2019年2月25日まで）の終値単純平均である2,713円（円未満切捨て）に対しては4.72%のディスカウントとなります。

上記発行価格は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、本第三者割当増資に係る取締役会決議に出席した当社監査役4名全員（うち社外監査役4名）は、当該払込金額は上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利ではなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実とは認められない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する当社普通株式の数は6,355,000株（議決権数63,550個）であり、取締役会決議日（2019年2月26日）における発行済株式総数42,649,000株（総議決権数426,382個）に対して、最大14.90%（議決権比率14.90%）の割合で希薄化が生じます。しかしながら、当社は、本第三者割当増資及びこれを通じたみずほ銀行との本資本業務提携を通じて、当事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、本第三者割当増資による株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数の 割合
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5-5	1,626	3.81%	10,635 (注3)	21.71%
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13-1	2,930	6.87%	2,930	5.98%
日産自動車株式会社退職給付信託口座 信託受託者 みずほ信託銀行株式会社 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-12	1,750	4.10%	1,750	3.57%
ユニゾホールディングス株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目10-9	1,546	3.63%	1,546	3.16%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	1,515	3.56%	1,515	3.09%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	1,510	3.54%	1,510	3.08%
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1-1	1,251	2.94%	1,251	2.55%
DOWAホールディングス株式会社	東京都千代田区外神田四丁目14-1	1,120	2.63%	1,120	2.29%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人香港上海銀行)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	1,065	2.50%	1,065	2.17%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社東芝退職給付信託口)	中央区晴海1丁目8-11	900	2.11%	900	1.84%
計		15,215	35.69%	24,224	49.45%

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年9月30日現在の株主名簿を基準としております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 割当予定先であるみずほ銀行は、本日付で既存株主との間で締結した株式譲渡契約に基づき2019年3月29日付で既存株主から相対取引により当社の普通株式2,654,200株を取得する予定であるため、みずほ銀行の割当後の所有株式数については、本第三者割当増資により割当てられる本株式(6,355,000株)のほか、既存株主から相対取引により取得する上記株式数(2,654,200株)を加算しております。

4. なお、当社及び丸紅は、丸紅が相対取引又は市場取引により当社普通株式の5%を目途に取得することを検討しておりますが、当該株式数については第三者割当後の大株主の状況に含めておりません。

5. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年9月30日時点の総議決権数426,382個に本第三者割当増資により増加する議決権63,550個を加算した総議決権数489,932個に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第49期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月26日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第50期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月6日 関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第50期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日） 2018年11月7日 関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第50期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月7日 関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年2月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月28日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年2月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年8月31日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記6の臨時報告書の訂正報告書）を2019年1月25日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年2月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年2月26日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年2月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2019年2月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2019年2月26日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（2019年2月26日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

興銀リース株式会社 本店
（東京都港区虎ノ門一丁目2番6号）
興銀リース株式会社首都圏営業第二部
（埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目65番2号）
興銀リース株式会社大阪営業部
（大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号）
興銀リース株式会社名古屋支店
（愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号）
興銀リース株式会社神戸支店
（兵庫県神戸市中央区京町69番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。